

参考資料

1. 決算の概要
2. 決算額の比較
3. 決算額の推移
4. 用語解説

令和2年度国民健康保険特別会計の決算の概要

令和2年度決算額は、歳入総額が87億4,928万3,911円、歳出総額が86億6,187万4,484円となり、歳入歳出差引額は、8,740万9,427円となりました。

これを前年度と比較すると、歳入は9,942万4,993円の減(1.1%減)、歳出は1億962万6,587円の減(1.2%減)となります。なお、年度末の被保険者数は19,416人で前年度同時期と比べ117人の増となっています。

歳入の主なものは、県支出金60億9,343万7,583円(前年度比2.5%減、構成割合69.6%)、国民健康保険税20億5,461万6,536円(前年度比0.4%増、構成割合23.5%)、繰入金4億9,740万6,485円(前年度2.6%増、構成割合5.7%)となっております。

歳入の減の要因は、県支出金「保険給付費等交付金(普通交付金)」の減によるものです。国民健康保険税は微増となっています。

歳出の主なものは、保険給付費59億9,721万6,361円(前年度比3.0%減、構成割合69.2%)、国民健康保険事業費納付金25億233万2,031円(前年度比3.5%増、構成割合28.9%)となっております。

被保険者数は、増加しておりますが、保険給付費(医療費から被保険者が医療機関窓口で支払った一部負担金を除いた国民健康保険の負担額)は減少しており、一人当たりの額は、前年度比9,684円減少しています。

国民健康保険に関連する基金の年度末残高は、国民健康保険事業財政調整基金23,442,990円(前年度同額)、国民健康保険出産費貸付基金2,000,000円、国民健康保険高額療養費貸付基金18,000,000円となっています。

主な前年度比の増減が大きい項目とその理由

歳入

(1) 国庫支出金 国民健康保険災害臨時特例補助金 (6756.67%)

新型コロナウイルス感染症の影響で減収した場合の国民健康保険税の減免に対する補助金が交付されたことによります。

(2) 県支出金 保険給付費等交付金 (普通交付金) (97.11%)

療養の給付等の保険給付に要した費用に対して、全額交付されるものです。

(3) 県支出金 保険給付費等交付金 (特別交付金) 保険者努力支援分 (81.69%)

保険者努力支援制度は、特定健診等の実施状況など保険者の努力を判断する指標を踏まえ交付されるものです。

(4) 県支出金 保険給付費等交付金 (特別交付金) 特別調整交付金 (249.94%)

特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合、例えば自然災害により保険税を減免した場合等、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するために交付されるものです。

(4) 繰越金 (180.54%)

令和元年度決算剰余金に比べ、令和2年度決算剰余金が増えたことによるものです。

歳出

(1) 保険給付費 一般 療養給付費 (96.63%)

疾病、負傷等の診療に対して、医療機関を通じた現物給付を行うものです。

新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えが見られ減少したものとされます。

(2) 保険給付費 一般 高額療養費 (101.22%)

療養の給付等について、一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合、高額療養

費が支給されますが、対象件数が増えたことにより増加しております。

(3) 保健事業費 (85.90%)

人間ドック・脳ドックの受検費用助成について、申請件数が減少したことによりも
のです。

(3) 特定健康診査等事業費 (87.27%)

40 歳以上の被保険者を対象とする内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の
事業実施が義務付けられています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団健診を中止し個別健診のみの実施
としました。感染症の影響により健診を控える傾向があったことにより、委託料が減
少したことによるものです。

参考資料 2

国民健康保険特別会計決算額の比較

令和2年度
歳入

款	款名称	決算
1	国民健康保険税	2,054,616,536
2	使用料及び手数料	-
3	国庫支出金	6,829,000
4	療養給付費等交付金	-
5	県支出金	6,093,437,583
6	繰入金	497,406,485
7	繰越金	77,207,833
8	諸収入	19,786,474
合計		8,749,283,911

令和元年度
歳入

款	款名称	決算
1	国民健康保険税	2,046,371,039
2	使用料及び手数料	2,000
3	国庫支出金	306,000
4	療養給付費等交付金	-
5	県支出金	6,250,090,267
6	繰入金	485,007,864
7	繰越金	42,765,554
8	諸収入	24,166,180
合計		8,848,708,904

歳出

款	款名称	決算
1	総務費	74,502,250
2	保険給付費	5,997,216,361
3	国民健康保険事業費納付金	2,502,332,031
4	共同事業拠出金	1,305
5	保健事業費	71,035,137
8	基金積立金	-
6	諸支出金	16,787,400
7	予備費	-
合計		8,661,874,484

繰越額

87,409,427

歳出

款	款名称	決算
1	総務費	75,445,049
2	保険給付費	6,179,588,013
3	国民健康保険事業費納付金	2,417,678,897
4	共同事業拠出金	1,850
5	保健事業費	81,845,612
8	基金積立金	2,720,000
6	諸支出金	14,221,650
7	予備費	-
合計		8,771,501,071

繰越額

42,765,554

差引	
	8,245,497
	△ 2,000
	6,523,000
	0
	△ 156,652,684
	12,398,621
	34,442,279
	△ 4,379,706
	△ 99,424,993

差引	
	△ 942,799
	△ 182,371,652
	84,653,134
	△ 545
	△ 10,810,475
	△ 2,720,000
	2,565,750
	0
	△ 109,626,587

繰越額	44,643,873
-----	------------

参考資料3

表1 保険給付費と被保険者数の推移

年度	金額	被保険者数
H27年度	5,655,339,931円	21,193人
H28年度	5,698,230,582円	20,680人
H29年度	5,769,676,703円	19,999人
H30年度	5,965,738,634円	19,690人
R1年度	6,179,588,013円	19,466人
R2年度	5,997,216,361円	19,486人

※被保険者数は年間平均

表1 保険給付費と被保険者数の推移

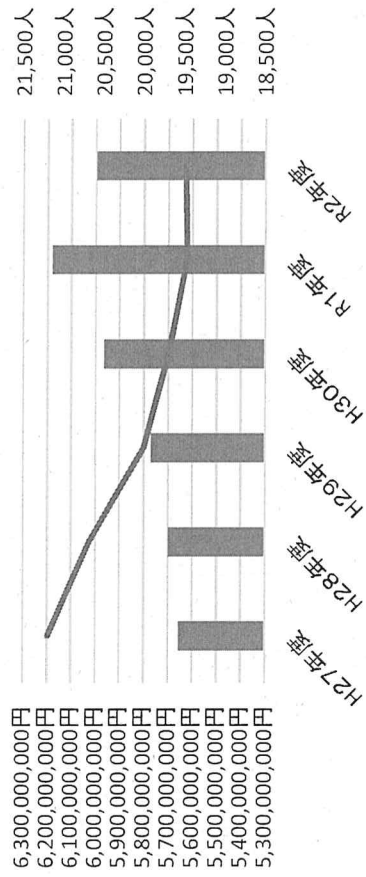


表2 1人あたりの保険給付費の推移

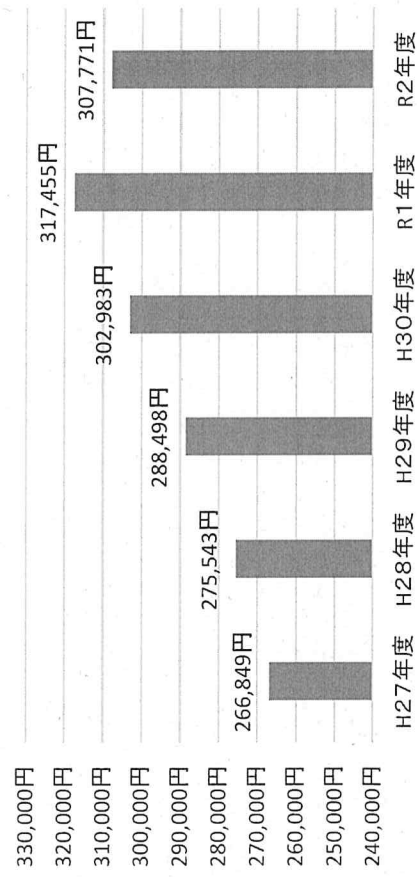


表2 1人あたりの保険給付費の推移

年度	金額
H27年度	266,849円
H28年度	275,543円
H29年度	288,498円
H30年度	302,983円
R1年度	317,455円
R2年度	307,771円

参考資料3

表3 国民健康保険税収納額の推移

年度	金額
H27年度	2,187,041,601円
H28年度	2,157,364,320円
H29年度	2,085,514,951円
H30年度	2,067,069,410円
R1年度	2,046,371,039円
R2年度	2,054,616,536円

表3 国民健康保険税収納額の推移

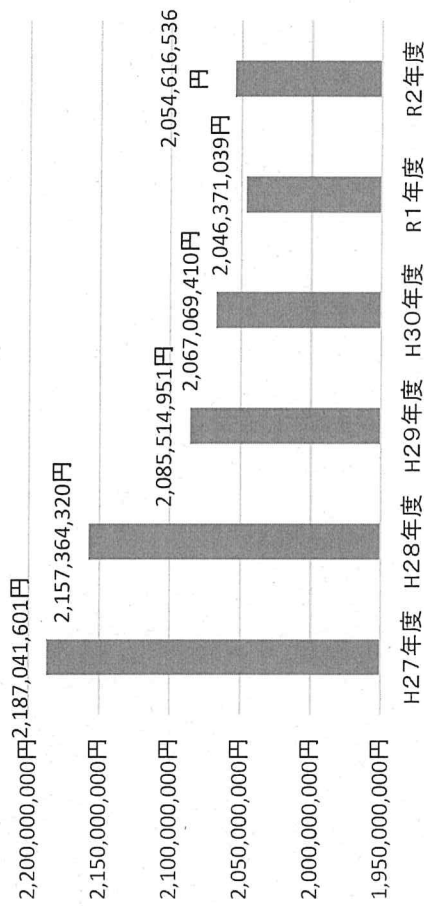
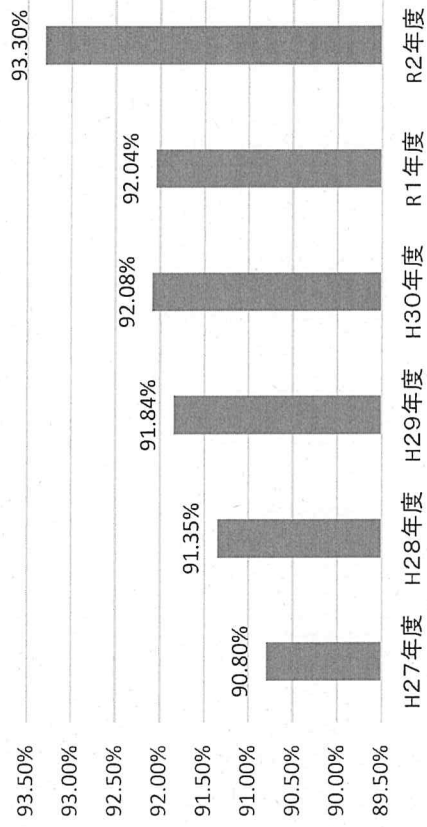


表4 国民健康保険税収納率(現年)の推移

H27年度	90.80%
H28年度	91.35%
H29年度	91.84%
H30年度	92.08%
R1年度	92.04%
R2年度	93.30%

表4 国民健康保険税収納率(現年)の推移



用語解説

予算現額	年度途中で補正予算を計上した場合や他の科目からの流用による増減を反映した年度末時点の予算額です。
調定額	実際に課税計算を行った結果、被保険者に賦課した総額や市が受け取る交付金等が決定した額をあらわしています。
不納欠損額	時効により市の債権として管理しなくなった額です。
「一般」と「退職」	「一般」とは「退職」以外の被保険者の総称となっています。「退職」とは退職者医療制度のことで、会社などを退職し、現在、老齢（退職）年金を受給している方が65歳になるまでの間、退職者医療制度の国民健康保険で加入する制度でしたが、制度が廃止され対象者はいません。
【歳入】	
国民健康保険税	国民健康保険の保険者は、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険税を徴収することになっています。概要につきましては、パンフレット「みんなで支える国保の保険税」をご確認ください。
国庫支出金の主なもの	国庫支出金は、国施策によって市町村が事業を実施する場合に交付されるものです。 国民健康保険災害臨時特例補助金は、台風や地震等の自然災害によって被害を受けた方の国民健康保険税を減免した場合に、その減免額の一定割合が交付されます。
県支出金の主なもの	保険給付費等交付金（普通交付金）は、市町村国保が負担する療養諸費を全額千葉県が交付するもので、平成30年度の国保広域化により新たに交付されることになりました。 保険給付費等交付金（特別交付金）については、各市町村の特殊事情や保健事業の取り組み等に係るインセンティブとして支払われ

	るものです。
繰入金	<p>国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計が負担すべき経費を繰出基準として国が定めており、その基準に従って算定した金額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものです。</p> <p>保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置額を補てんするものです。</p> <p>職員給与費等繰入金は、国民健康保険の運営にかかる事務経費分です。</p> <p>出産一時金等繰入金は、出産に係る費用を出産育児一時金として歳出しており、その2/3の金額を繰り入れるものです。</p> <p>財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責に帰することができない特別の事情（高齢者が特に多いこと）に着目して、国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、限定的に一般会計からの繰り入れが認められています。</p>
繰越金	前年度における余剰金を繰越したものです。
その他の収入の主なもの	延滞金と第三者納付金として被保険者が交通事故等により、保険証を使用して治療を受けた場合、その費用を加害者から、責任割合に応じ損害賠償金として受け入れるものと返納金として被保険者が社会保険加入や転出等により、国保の資格を喪失しているにもかかわらず国保の保険証を使用した場合に国保に請求された診療費を支払ったものです。
【歳出】	
総務費の主なもの	国保の事務処理に係る費用です。（歳入の職員給与費等繰入金の対象となります。）
保険給付費の主なもの	疾病、負傷に対する保険者負担の費用としての療養給付費と一旦全額負担した後に現金給付する療養費、高額療養費です。
事業費納付金	平成30年度の国保広域化により、市町村国保から千葉県に納付するもので、市町村が

	歳入する保険給付費等交付金（普通交付金）の財源になっています。千葉県内の医療費総額から国庫補助金等を控除し、その残額を各市町村の被保険者数、所得総額、医療費で按分したものです。
共同事業拠出金	退職医療制度該当者に係る共同事業事務費の拠出金です。
保健事業費	特定健康診査等事業費と保健衛生普及費として人間ドック、脳ドックの助成金です。
基金積立金	財政調整基金への積み立て費用です。
諸支出金	国庫支出金の返還金、保険税の還付金と還付加算金です。